香美市下水道条例施行規程

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　排水設備の設置等

第１節　排水設備工事指定業者等（第２条―第２３条）

第２節　排水設備工事（第２４条―第３１条）

第３章　公共下水道（第３２条―第４７条）

附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程は、香美市下水道条例（平成１８年香美市条例第１９６号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

第２章　排水設備の設置等

第１節　排水設備工事指定業者等

（指定業者の定義）

第２条　この規程において、排水設備工事指定業者（以下「指定業者」という。）とは、他人の委託を受け排水設備工事の施行を業とする者として、条例第６条第１項の規定に基づき上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が指定した者をいう。

（指定業者の資格条件）

第３条　指定業者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1)　高知県内に営業所を有する者であること。

(2)　本市又は本市以外の社団法人日本下水道協会高知県支部（以下「県支部」という。）に所属する市町村（以下「県支部所属市町村」という。）において責任技術者としての登録を受けた者を選任している者であること。

(3)　排水設備工事の施工に必要な設備及び機械器具を有する者であること。

(4)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　本市又は本市以外の県支部所属市町村において指定業者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ　本市又は本市以外の県支部所属市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ　精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

２　管理者において、他の主たる工事に包括して排水工事を行うとき、又は特殊の事情があると認めた工事の場合は、前項によらない業者を臨時に期限を定めて指定することができる。

（責任技術者の資格条件）

第４条　責任技術者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1)　県支部が実施する責任技術者の資格認定のための試験（以下「試験」という。）に合格した者であること。

(2)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　不法行為又は不正行為によって試験の合格又は本市若しくは本市以外の県支部所属市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ　精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

２　第１２条の規定により新たに責任技術者の登録を受けようとする者は、前項に規定するもののほか、同条の管理者が指定する期日前１年以内に試験に合格したものでなければならない。ただし、本市以外の県支部所属市町村において責任技術者としての登録を受けている者が当該登録の有効期間の満了をもって本市に登録しようとする場合は、この限りでない。

（指定及び登録の時期）

第５条　指定業者の指定及び責任技術者の登録は、毎年４月に行う。ただし、管理者が特に必要と認めた場合は、臨時にあらかじめ指定又は登録申請期日及び当該指定又は登録の有効期間を告示してこれを行うことができる。

（指定及び登録の有効期間）

第６条　指定業者の指定及び責任技術者の登録の有効期間は、指定又は登録した日から５年とする。ただし、前条ただし書の規定により指定又は登録を受けた者については、同条ただし書の告示により定められた有効期間とする。

２　前項の期間満了後引き続き当該業務に従事しようとする者は、期間満了前１箇月以内に指定又は登録の更新を受けなければならない。

３　前項の規定により責任技術者の登録の更新を受けようとする者は、県支部が実施する更新講習をあらかじめ受講しなければならない。

（指定業者の指定等の申請）

第７条　指定業者の指定又は指定の更新を受けようとする者は、３月１０日（前条第１項ただし書の規定による場合は、その告示により指定した日）までに、排水設備工事指定業者指定（更新）申請書（様式第１号）に、次の書類及び条例第２５条第１号に規定する審査手数料を添えて管理者に申請しなければならない。

(1)　申請者の履歴書

(2)　申請者の事業経歴書

(3)　申請者及びその役員の身分証明書（本籍地の市区町村が、破産宣告又は破産手続き開始決定の通知を受けていないことについて証明したもの）

(4)　 申請者、その役員が第３条第１項第４号イからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(5)　申請者の納税を証明する書類（申請前２年の市町村民税、固定資産税及び事業税）

(6)　所有機械一覧表

(7)　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図

(8)　 責任技術者名簿（様式第２号）

(9)　 責任技術者の雇用関係を証する書類

(10)　 責任技術者の責任技術者証の写し

(11)　 従業員名簿

(12)　 定款の写し及び登記事項証明書(申請者が個人である場合は、住民票)

（指定業者証の交付及び告示）

第８条　管理者は、指定業者を指定したときは、市排水設備工事指定業者証（様式第３号。以下「指定業者証」という。）を交付し、指定業者名を告示する。

（指定業者証の再交付）

第９条　指定業者は、指定業者証を紛失し、又はき損したときは、排水設備工事指定業者証再交付申請書（様式第４号）により管理者に申請して指定業者証の再交付を受けることができる。

（指定の辞退）

第１０条　指定業者は、廃業その他の事由により指定業者の指定を辞退しようとするときは、指定業者指定辞退届（様式第５号）により管理者に届け出なければならない。

（指定申請事項の変更）

第１１条　指定業者は、第７条の規定による申請事項に変更を生じた場合は、直ちに排水設備工事指定業者異動届（様式第６号）により管理者に届け出なければならない。

（責任技術者の登録等の申請）

第１２条　責任技術者の登録又は登録の更新を受けようとする者は、管理者の指定する期日までに、責任技術者登録（更新）申請書（様式第７号）に、次の書類及び条例第２５条第２号に規定する登録手数料を添えて管理者に申請しなければならない。

(1)　住民票

(2)　写真（３箇月以内に撮影した上半身のもので、縦３センチメートル、横２．５センチメートルのもの）２枚

(3)　試験に合格したことを証する書類（更新の場合にあっては、責任技術者証及び更新講習を受講したことを証する書類）

（責任技術者証の交付）

第１３条　管理者は、前条により登録を受けた者に排水設備工事責任技術者証（様式第８号。以下「責任技術者証」という。）を交付する。

（責任技術者証の再交付）

第１４条　責任技術者は、責任技術者証を紛失し、又はき損したときは、排水設備工事責任技術者証再交付申請書（様式第９号）により管理者に申請して責任技術者証の再交付を受けることができる。

（責任技術者の兼職の禁止）

第１５条　責任技術者は、２以上の指定業者の責任技術者を兼ねることができない。ただし、同事業者内であればこの限りでない。

（登録申請事項の変更）

第１６条　責任技術者は、第１２条の規定による申請事項に変更を生じた場合は、直ちに責任技術者異動届（様式第１０号）により管理者に届け出なければならない。

（欠格事項に該当するに至ったときの届出）

第１７条　指定業者は、第３条第１項第４号ア、オ又はカに該当するに至ったときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

２　責任技術者又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が第４条第１項第２号ア又はウに該当するに至ったときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

（指定業者証の掲示）

第１８条　指定業者は、市排水設備工事指定業者証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

（責任技術者証の携帯）

第１９条　責任技術者は、工事施工中常に責任技術者証を携帯し、市職員又は工事委託者の要求を受けたときは、何時でも提示しなければならない。

（指定業者等の指定、登録の停止、取消し）

第２０条　指定業者又は責任技術者が次の各号いずれかに該当するときは、一定期間その指定若しくは登録を停止し、又は取り消すことがある。

(1)　下水道関係法令、条例又はこの規程等の規定に違反したとき。

(2)　第３条又は第４条第１項の規定に該当しなくなったとき。

(3)　本市以外の県支部所属市町村において指定業者の指定又は責任技術者の登録の停止若しくは取消しを受けたとき。

(4)　その他、指定業者等として不適当な行為があったとき。

２　市は、前項の規定に基づく指定若しくは登録の停止又は取消しによる損害について、その責めを負わない。

３　指定又は登録を取り消された場合は、それぞれ市排水設備工事指定業者証又は市排水設備工事責任技術者証を直ちに管理者に返還しなければならない。

（指定業者の辞退等の告示）

第２１条　管理者は、次に掲げる場合には、その旨を告示する。

(1)　第１０条の規定による指定業者の指定の辞退の届出があった場合

(2)　第８条の規定により告示した事項について第１１条の規定による変更の届出があった場合

(3)　前条第１項の規定により指定業者の指定を取り消した場合

（指定業者台帳等の作成）

第２２条　管理者は、排水設備工事指定業者台帳（様式第１１号）及び責任技術者登録台帳（様式第１２号）を備付け、これに必要な事項を記載する。

（依頼に応ずる義務）

第２３条　指定業者は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。また依頼を拒んだ場合において、依頼者及び管理者の請求があるときは、その理由書を提出しなければならない。

第２節　排水設備工事

（計画の確認申請）

第２４条　条例第５条第１項の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとするときは、排水設備等計画確認申請書（様式第１３号）に設計書及び次の各号により作成した見取図、平面図、縦断面図並びに構造詳細図を添付しなければならない。ただし、簡単なものは、その１部を省略することができる。

(1)　見取図には、申請地及び隣接地を表示すること。

(2)　平面図には、申請地の面積、境界、道路、建物、排水施設の位置、大きさ及び種別を表示すること。

(3)　縦断面図には、管渠の大きさ、勾配地盤高を表示すること。

(4)　構造詳細図には、管渠及びその附属装置の構造寸法を表示すること。

２　条例第５条第２項の規定による排水設備等の共同新設等について管理者の承認を得ようとするものは、前項に準じて排水設備等計画確認申請書を管理者に提出しなければならない。

３　第１項各号に定める図面の縮尺については、そのつど管理者が定める。

４　第１項又は第２項の場合において、他人の土地又は排水設備を使用しようとするときは、その同意書を添付しなければならない。

（排水設備の固着方法等）

第２５条　条例第３条第２号に規定する公共ます等に固着させるときの固定箇所及び工事の実施方法は、次のとおりとする。

(1)　公共ますのインバート上流端の接続孔と下流端の管底高に食い違いの生じないようにすると共に、ますの内壁に突き出さないように差し入れ、その周囲をモルタルで埋め、内外面の上塗り仕上げをすること。

(2)　取付管で公道に布設されるものについては、硬質塩化ビニール管を用いなければならない。ただし、管理者において支障がないと認めた場合は、この限りでない。

(3)　取付管を下水道の本管に固着する場合は、管理者の指示監督を受けること。

（工事着手の時期）

第２６条　指定業者が排水設備の工事の委託を受けたときは、軽微な修繕を除くほか、条例第５条の規定による申請書の確認後でなければ、工事を施行してはならない。

（材料の検査）

第２７条　削除

（工の届出）

第２８条　条例第７条第１項の規定による排水設備等の竣工の届出は、排水設備等竣工届（様式第１５号）により、管理者に提出しなければならない。

（竣工検査）

第２９条　条例第７条第１項の規定による竣工検査は、責任技術者が立会いの上、市職員の検査を受けなければならない。

２　前項による検査の結果、不良と認めた場合は、管理者は、期間を定めて改修を命ずることができる。

（検査済証の掲示）

第３０条　削除

（保証義務）

第３１条　指定業者が施行した排水設備が竣工の日から１年以内に支障を生じたときは、指定業者の費用で修繕しなければならない。ただし、その原因が指定業者の責めに帰することのできない理由のため生じたと認められる場合はこの限りでない。

２　指定業者が第２９条第２項の規定による改修及び前項の修繕をしないときは、市がこれを行いその費用を施行業者から徴収する。

第３章　公共下水道

（悪質下水排除の届出）

第３２条　条例第１３条第１項及び第２項の規定による悪質下水の排除についての届出は、悪質下水排除(開始・休止・廃止・再開・水質変更)届（様式第１７号）によらなければならない。

（届出）

第３３条　条例第１４条及び第１５条の規定による届出は、代理人・代表者選定（変更）届（様式第１８号）を提出しなければならない。

（使用料算定基礎の異動届出）

第３４条　条例第１７条に定める使用料の算定基礎となる事項に異動があるときは、直ちに下水道使用料異動届（様式第１９号）により管理者に届け出なければならない。

（使用料の認定）

第３５条　水道以外の水を使用するときにおいて、その開始、休止又は廃止若しくは前条の異動の届出がないときの使用料は、管理者が認定する。

（使用水量の認定）

第３６条　条例第１７条第２項第３号又は第４号の規定により、使用水量の認定を受けようとする者は、使用水量認定申告書（様式第２０号又は様式第２１号）により管理者に申告しなければならない。

（行為の許可の申請）

第３７条　条例第１９条の規定により行為の許可を受けようとするときは、物件設置（変更）許可申請書（様式第２２号）によらなければならない。

２　管理者は、前項の申請により許可したときは、物件設置（変更）許可書（様式第２３号）を交付するものとする。

（占用申請）

第３８条　条例第２１条第１項本文の規定により公共下水道の敷地又は排水施設を占用しようとする者は、公共下水道敷（排水施設）占用許可申請書（様式第２４号）に次の各号に定める書類を添付して管理者に提出しなければならない。

(1)　工作物を設置しようとするときは、その設計図及び工事仕様書。ただし、軽易なものについては、その一部を省略することができる。

(2)　占用しようとする場所を表示した位置図

(3)　占用が隣接の土地又は建物の所有者若しくは占用者に利害関係があると認められるときは、その同意書

(4)　その他管理者が必要と認める書類

２　管理者は、前項による申請について支障がないと認めた場合には、公共下水道敷（排水施設）占用許可書（様式第２５号）を交付するものとする。

（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがない排水施設又は処理施設）

第３９条　条例第２条の３第３号の管理者が定めるものは、次のいずれかに該当する排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）とする。

(1)　排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれがない構造のもの

(2)　人が立ち入ることが予定される部分を有する場合にあっては、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの

ア　下水道法施行令（昭和３４年政令第１４７号）第６条（第２項を除く。）に規定する基準

イ　下水道法施行規則（昭和４２年建設省令第３７号。以下この号において「省令」という。）第４条の３第２項の規定により国土交通大臣が定める方法による検定において、大腸菌が検出されないこと。

ウ　省令第４条の３第２項の規定により国土交通大臣が定める方法による検定において、濁度が２度以下であること。

(3)　前２号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの

（地震によって下水の排除等に支障が生じないよう排水施設及び処理施設に構ずべき措置）

第４０条　条例第２条の３第５号の管理者が定める措置は、次条に規定する耐震性能を確保するために講じるべきものとして次に掲げる措置とする。

(1)　排水施設又は処理施設の周辺の地盤（埋戻し土を含む。次号及び第４号において同じ。）に液状化が生じるおそれがある場合においては、当該排水施設又は処理施設の周辺の地盤の改良、埋戻し土の締固め若しくは固化若しくは砕石による埋戻し又は杭基礎の強化その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(2)　排水施設又は処理施設の周辺の地盤に側方流動が生じるおそれがある場合においては、護岸の強化又は地下連続壁の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(3)　排水施設又は処理施設の伸縮その他の変形により当該排水施設又は処理施設に損傷が生じるおそれがある場合においては、可継手又は伸縮継手の設置その他の有効な損傷の防止又は軽減のための措置

(4)　前３号に掲げるもののほか、施設に用いられる材料、施設の周辺の地盤その他の諸条件を勘案して、次条に規定する耐震性能を確保するために必要があると認められる措置

第４１条　重要な排水施設及び処理施設の耐震性能は、次に掲げるとおりとする。

(1)　レベル１地震動（施設の供用期間内に発生する確率が高い地震動をいう。）に対して、所要の構造の安定を確保し、かつ、当該排水施設及び処理施設の健全な流下能力及び処理機能を損なわないこと。

(2)　レベル２地震動（施設の供用期間内に発生する確率が低いが、大きな強度を有する地震動をいう。）に対して、生ずる被害が軽微であり、かつ、地震後の速やかな流下能力及び処理機能の回復が可能なものとし、当該排水施設及び処理施設の所期の流下能力及び処理機能を保持すること。

２　その他の排水施設の耐震性能は、前項第１号に掲げるとおりとする。

第４２条　前条第１項の重要な排水施設は次の各号のいずれかに該当する排水施設をいい、同条第２項のその他の排水施設は重要な排水施設以外の排水施設をいう。

(1)　地域の防災対策上必要があると認められる施設の下水を排除するために設けられる排水施設その他の都市機能の維持を図る上で重要な排水施設

(2)　破損した場合に、２次災害を誘発するおそれがあり、又は復旧が極めて困難であると見込まれる排水施設

（排水管の内径及び排水渠の断面積の数値）

第４３条　条例２条の４第１号の管理者が定める排水管の内径の数値は１００ミリメートル（自然流下によらない排水管にあっては、３０ミリメートル）とし、同号の管理者が定める排水渠の断面積の数値は５，０００平方ミリメートルとする。

（汚泥の処理に伴う排気等により生活環境の保全等に支障が生じないよう終末処理場の汚泥処理施設に構ずべき措置）

第４４条　条例第２条の５第２号の管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1)　汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理施設の設置その他の措置

(2)　汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液を水処理施設に送水する導管の設置その他の措置

(3)　汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出を防止する覆いの設置その他の措置

（終末処理場の維持管理のために汚泥処理施設に構ずべき措置）

第４５条　条例第１８条の２第６号の管理者が定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1)　汚泥の処理に伴う排気による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排ガス処理等の措置

(2)　汚泥の処理に伴う排液による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための排液の水処理施設への送水等の措置

(3)　汚泥の処理に伴う残さい物による生活環境の保全又は人の健康の保護上の支障が生じないようにするための残さい物の飛散及び流出の防止等の措置

（特定環境保全公共下水道の管理等）

第４６条　香美市特定環境保全公共下水道条例（平成１８年香美市条例第１９９号）の規定による特定環境保全公共下水道の管理及び運営については、この規程の例による。

（委任）

第４７条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附　則

　この規程は、令和４年４月１日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　香美市排水設備工事指定業者指定(更新)申請書　香美市長　　　　様　排水設備工事指定業者として指定(更新)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 |
| 　 | 申請業者 | ふりがな商号又は名称 | 　 | 　 |
| ふりがな代表者住所・氏名 | 〒印　　電話　(　　)　　― |
| ふりがな営業所の所在地 | 〒　電話　(　　)　　―　 |
| 指定番号(更新の場合) | 　　香美市　　第　　　　　号 |
| 添付書類 | ①　申請者の履歴書　□②　申請者の事業経歴書　□③　申請者及びその役員の身分証明書(本籍地の市区町村が、破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことについて証明したもの)　□④　申請者、その役員が香美市下水道条例施行規程第3条第1項第4号イからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類　□⑤　申請者の納税を証明する書類(申請前2年の市町村民税、固定資産税及び事業税)□⑥　所有機械一覧表　□⑦　営業所の平面図及び写真並びに付近見取図　□⑧　責任技術者名簿(様式第2号)　□⑨　責任技術者の雇用関係を証する書類　□⑩　責任技術者証の写し　□⑪　従業員名簿　□⑫　定款の写し及び登記事項証明書(申請者が個人である場合は、住民票)　□ |
| 備考 | 　 |
| 　 |

様式第2号(第7条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　責任技術者名簿(新規・更新)　香美市長　　　　様指定番号　　　香美市　第　　　　号　　　　　　　(更新の場合)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　営業所の所在地　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　TEL(　　　)　　―　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　 |
| 　 | ふりがな | 住所 | 登録市町村・番号 | 兼　務　先 | 　 |
| 氏　名 |
| 　 | 〒 | 第　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　号 | 　 |
| 　 |
| 　〔添付書類〕　　　次のいずれかの書類　　1　組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(国民健康保険証は不可)の写し　　2　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し　　3　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し |

様式第3号(第8条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　香美市排水設備工事指定業者証香美市長　　　　　　　　印　　下記の者を、香美市下水道条例施行規程第8条の規定により、香美市下水道排水設備工事指定業者として指定する。 |
| 　 | 指定番号 | 　　香美市　　　　第　　　　　号 | 　 |
| 指定業者名(商号又は名称) | 　 |
| 営業所の所在地 | 〒 |
| 代表者氏名 | 　 |
| 指定の有効期間 | 年　　　　月　　　　日　から年　　　　月　　　　日　まで |
| 　 |

様式第4号(第9条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　香美市排水設備工事指定業者証再交付申請書　香美市長　　　　様　排水設備工事指定業者証を紛失(き損)しましたので、再交付を申請します。 |
| 　 | 申請業者 | 指定番号 | 　　香美市　　　第　　　　号 | 　 |
| ふりがな指定業者名(商号又は名称) | 　 |
| ふりがな代表者氏名 | 印 |
| 営業所の所在地 | 〒TEL(　　)　　―　　　　　 |
| 　 | (理由及び経過説明) | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　(備考)　　・き損した場合は、指定業者証を添付すること。 |

様式第5号(第10条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　指定業者指定辞退届　香美市長　　　　様　排水設備工事指定業者の指定を辞退したいので、届け出ます。 |
| 　 | 申請業者 | 指定番号 | 　　香美市　　　第　　　　号 | 　 |
| ふりがな指定業者名(商号又は名称) | 　 |
| ふりがな代表者氏名 | 　 |
| 営業所の所在地 | 〒TEL(　　)　　―　　　　 |
| 辞退日 | 年　　月　　日 |
| 　 | (理由及び経過説明) | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　〔添付書類〕　　・指定業者証 |

様式第6号(第11条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　排水設備工事指定業者異動届　香美市長　　　　様指定番号　　　香美市　第　　　　号　指定工事店(商号)　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　　次のとおり異動がありましたので、届け出ます。 |
| 　 | 異動事項 | 新 | 旧 | 　 |
| ふりがな商号又は名称 | 　 | 　 |
| 添付書類 | 登記事項証明書(法人のみ)、指定業者証 |
| ふりがな代表者氏名 | 　 | 　 |
| 添付書類 | 登記事項証明書(個人は住民票)、指定業者証、新たな代表者の経歴書、身分証明書(本籍地の市区町村が、破産宣告又は破産手続開始決定の通知を受けていないことについて証明したもの)、香美市下水道条例施行規程第3条第1項第4号イからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類 |
| 責任技術者 | 　 | 　 |
| 添付書類 | 新たに選任された責任技術者証の写し、責任技術者一覧表(別紙) |
| 電話番号 | 　 | 　 |
| 添付書類 | なし |
| 営業場所 | 　 | 　 |
| 添付書類 | 登記事項証明書(法人のみ)、指定業者証、課税台帳登録証明書(不動産登記事項証明書でも可)又は賃貸借契約書の原本若しくは写し |
| 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 添付書類 | 　 |
| 　 |

別紙

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　専属責任技術者一覧表　香美市長　　　　様指定番号　　　香美市　第　　　　号　商号又は名称　　　　　　　　　　　　　　営業所の所在地　　　　　　　　　　　　　　TEL(　　　)　　―　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　印　 |
| 　 | ふりがな | 住所 | 登録番号 | 登録市町村名 | 　 |
| 専属者氏名 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　 | 〒 | 第　　―　　号 | 　 |
| 　 |
| 　〔添付書類〕　　　次のいずれかの書類(新規登録者のみ)　　1　組合健康保険、政府管掌健康保険被保険者証(国民健康保険証は不可)の写し　　2　雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し　　3　従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し |

様式第7号(第12条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　責任技術者登録(更新)申請書　香美市長　　　　様　責任技術者の登録(更新)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 |
| 　 | 申請者 | ふりがな氏名 | 　 | 　 |
| 印　 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　生　　　 |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | (　　　)　　　― |
| 登録番号(登録更新者のみ) | 　第　　　　　　　号 |
| 勤務先 | 所在地会社名電話　　(　　)　　― |
| 　〔添付書類〕　　1　住民票　　2　写真(最近3箇月以内に撮影した上半身のもの　縦3cm、横2.5cm)2枚　　3　責任技術者試験合格証の写し(新規登録者の場合)、責任技術者証及び更新講習受講修了証の写し(登録更新者の場合) |

様式第8号(第13条関係)

(表)

|  |  |
| --- | --- |
| 　　　 | 排水設備工事責任技術者証 |
| 　　　　氏名　　　　生年月日　　　　　　　　　年　　月　　日　生　　　　現住所 |
| 　 | 写真縦　　3　　cm×横　2.5　　cm | 有効期間　　　　　　　　　　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで　　登録番号　　　　　　　　　第　　　　号　　　　　　　香美市長　　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　 |
| 　 |

(裏)

|  |
| --- |
| 　 |
| 　 | 選任する指定業者等の記事 | 　 | 　 |
| 年月日 | 勤務先 | 選任指定業者指定番号 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 異動事項 | 　 |
| 年月日 | 勤務先 | 選任指定業者指定番号 | 備考 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 | 　 |
| 　1　排水設備の工事に関する業務に従事するときは、本証を常に携帯し、要求があったときは提示しなければならない。　2　本証をき損、紛失したときは直ちに再交付を受けるとともに、住所、氏名又は勤務先に異動があったときは届け出なければならない。　3　登録を停止、又は取り消されたときは、本証を遅滞なく返納しなければならない。 |

様式第9号(第14条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　 |
| 　 | 排水設備工事責任技術者証再交付申請書 | 　 |
| 　香美市長　　　　様　排水設備工事責任技術者証を紛失(き損)しましたので、再交付を申請します。 |
| 　 | 申請者 | ふりがな氏名 | 　 | 　 |
| 印　 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　生　　　 |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | 　(　　　)　　　― |
| 登録番号 | 　第　　　　　　　号 |
| 業者名 | 指定業者番号 | 　香美市　　第　　　　号 |
| 商号又は名称 | 　 |
| 所在地 | 〒TEL　(　　)　　― |
| 　〔添付書類〕　　1　写真(最近3箇月以内に撮影した上半身のもの、縦3cm、横2.5cm)2枚　　2　住民票　　3　き損した場合にあっては、責任技術者証 |

様式第10号(第16条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　責任技術者異動届　香美市長　　　　様登録番号　　第　　　　号　氏名　　　　　　　　印　　次のとおり異動がありましたので、届け出ます。 |
| 　 | 新住所 | 〒 | 　 |
| 旧住所 | 〒 |
| ふりがな新氏名 | 　 | ふりがな旧氏名 | 　 |
| 　 | 　 |
| 新電話番号 | 　 | 旧電話番号 | 　 |
| 新勤務先 | 商号又は名称 | 旧勤務先 | 商号又は名称 |
| 所在地 | 所在地 |
| 新指定業者番号 | 第　　　　号 | 旧指定業者番号 | 第　　　　号 |
| 　〔添付書類〕　　1　住民票(住所、氏名等に変更がある場合)　　2　責任技術者証 |

様式第11号(第22条関係)

排水設備工事指定業者台帳

|  |  |
| --- | --- |
| 指定番号 | 　　指定　第　　　　　　号 |
| 商号又は名称 | 　　　　　　　 | 電話 |
| 代表者氏名 | 　 |
| 所在地 | 　 |
| 交付年月日 | 　　　　　　年　　月　　日 |
| 有効期間 | 　　　　自　　　　年　　月　　日　　　　至　　　　年　　月　　日 |
| 各種許可(登録)等 | 番号 | 有効期間 |
| 建設業許可 | 　 | 自　　　　　　年　　月　　日至　　　　　　年　　月　　日 |
| 　 | 　 | 自　　　　　　年　　月　　日至　　　　　　年　　月　　日 |
| 　 | 　 | 自　　　　　　年　　月　　日至　　　　　　年　　月　　日 |
| 資本金 | 　 |
| 責任技術者 | 住所 | 氏名 | 責任技術者番号 |
| 　 | 　 | 第　　　　　号 |
| 　 | 　 | 第　　　　　号 |
| 　 | 　 | 第　　　　　号 |
| 　 | 　 | 第　　　　　号 |
| 摘要 | 　 |

様式第12号(第22条関係)

責任技術者登録台帳

|  |  |
| --- | --- |
| 責任技術者登録番号 | 　　第　　　―　　　号 |
| ふりがな氏名 | 　 |
| 生年月日 | 年　　　月　　　日　生 |
| 住所 | 〒 |
| 電話番号 | 　　　(　　　)　　　― |
| 勤務先 | 　 |
| 交付年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 有効期間 | 　　自　　　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　5年間　　至　　　　　　年　　月　　日 |
| 証番号 | 　　　　　第　　　　　　号 |
| 職歴経験年数 | 年　　　箇月 |
| 年　　　箇月 |
| 年　　　箇月 |
| 摘要 | 　 |

様式第13号(第24条関係)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　受付番号　公共・特環・農集(第　　　　　　　号)

|  |  |
| --- | --- |
| 排水設備等計画確認申請書 | 申請確認欄 |
| 局長 | 次長 | 係長 | 係 |
|  |  |  |  |
| 香美市長　　　　　　　　　様　　申請日　　　　　　年　　月　　日 |
| 　関係法令を遵守することを承諾のうえ、排水設備等の施工を行いたいので次のとおり申請します。 |
| 申請者　(設置義務者) | 住所ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電話 |
| ◎設置場所(登記地番)　  | ◎使用者　　　　　　□申請者と同じ |
| 香美市 | 住所ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電話 |
| 特記事項 | ・水道工事　　　　　(　有　・　無　)・取付管新設工事　　(　有　・　無　)・除害設備　　　　　(　有　・　無　)・井戸水等の使用　　(　有　・　無　)・家屋区分　　　　　(　新築　・　既存　)・改造区分　(　汲取り・単独浄化槽・合併浄化槽　) |
| ◎他人の土地又は排水設備を使用する場合の承諾 |
| 申請者が排水設備等を施工することに承諾します。□土地所有者・□排水設備所有者住所ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電話 |
| ◎委任状 |
| 委任者 | 上記設置場所の排水設備等(新設・増設・改築・その他)工事の一切を下記委任代理人に委任します。住所ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電話 |
| 排水面積 | m2 | 　建物延面積 | m2 |
| 排水戸数 | 戸 | 排水人口 | 人 |
| 予定工期　　確認日　　～　　　　　　　　　　　　年　　月　　日 |
| 委任代理人(施工者) | 指定番号　　第　　　　　　　　　　　　号 |
| 住所名称代表者　　　　　　　　　　　　　　　　　　印電話 |
| 　　受益者負担(分担)金 | 年　　月　　日　完納・分納中 |
| 受益者番号 |  | 受益者氏名 |  |
| 供用開始 | 年度 | 水洗化コード |  |
| 責任技術者No. | ふりがな氏名　　　　　　　　　　　　　印 | 備考 |
| 確認日 | 年　　　月　　　日　 | 検査日 | 年　　　月　　　日　 |
| 水栓番号　　　　　　　□　給水工事番号　　　　　　と同じ | 検査確認欄 |
| 　　　　　　　　　　　　　―　　　　　　　　―　　　 | 局長 | 次長 | 係長 | 係 |
|  |  |  |  |
| メーター口径 | メーター番号 | 指針 |
|  |  |  |



|  |
| --- |
| 申請場所位置図 |
|

|  |
| --- |
| N |

 |

様式第14号(第27条関係)

削除

様式第15号(第28条関係)

公共・特環・農集

**排水設備等竣工届**

年　　月　　日

　香美市長　　　　　　　　　　様

届出者

住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　　　印

電話

　　　次のとおり排水設備等工事が竣工しましたので検査をお願いします。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 　香美市 |
| 工事施工者 | 所在地 | 　 |
| 商号又は名称 | 　 |
| 代表者 | 印　　　 |
| 電話 |  |
| 責任技術者 | 印　　　 |
| 申請区分 | 排水設備　・　除害施設　　　（新設・増設・改築・その他） |
| 許可年月日 | 年　　月　　日 | 受付番号 |
| 工事着手年月日 | 年　　月　　日 | 公共　・　特環　・　農集第　　　　　　　　　　　号 |
| 工事完了年月日 | 年　　月　　日 |

(注）工事完了後５日以内に提出してください。

上記届出により検査した結果は次のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請日 | 年　　月　　日 | 検査結果 | 合格　・　不合格 |
| 検査年月日 | 年　　月　　日 | 排水設備検査証番号公共・特環・農集　第　　　　　　　　号 |
| 検査員 | 所属 | 職名 | 氏名 |
| 　 | 　 | 印　 |
| 局長 | 　 | 次長 | 　 | 係長 | 　 | 係 | 　 |

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とする。

様式第16号(第30条関係)

削除

様式第17号(第32条関係)

※悪質下水排除(開始・休止・廃止・再開・水質変更)届

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

届出者　住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　印

電話

　次のとおり悪質下水についてお届けします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 香美市 |
| 工場名又は業者名 | 　 |
| 開始等年月日 | 　　　　　年　　月　　日　　開始　休止　廃止　再開　水質変更 |
| 義務者住所・氏名 | 　 |
| 排水設備番号 | 公共・特環　　　　第　　―　　　号 |
| 用途 | 　 |
| 汚水の性質 | 　 |
| 汚水の濃度 | 　 |
| 処理設備の構造 | 　 |
| 中和槽 | 　 |
| 1日の通常放流量 | m3 | 1日の通常放流量 | 時間 |

　※は該当を○で囲んでください。

様式第18号(第33条関係)

代理人・代表者選定(変更)届

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

届出者　住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　印

電話

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 　香美市下水道条例 | 第14条第15条 | の規定により | 代理人代表者 | を次のとおり定め、条例、同施行規程 |

に定める一切の事項を処理させます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 設置場所 | 香美市 | 排水設備番号 | 公共・特環第　　―　　号 |
| 代理人代表者 | 住所氏名　　　　　　　　　　　電話 |
| 変更前 | 代理人代表者 | 住所氏名　　　　　　　　　　　電話 |
| 承諾書　上記について香美市公共下水道条例施行規程第33条の規定に基づく代理人となることを承諾します。　　　　　　年　　月　　日住所　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印　 |

様式第19号(第34条関係)

下水道使用料異動届

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

届出者　住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　印

電話

　次のとおり使用料算定の基礎事項に異動があったのでお届けします。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 香美市 |
| 排水設備番号 | 公共・特環第　　―　　号 |
| 異動年月日 | 　 |
| 排水の種類 | 　 | 水栓番号 | 　 |
| 異動の内容 | 　 |
| 理由 | 　 |

様式第20号(第36条関係)

使用水量認定申告書

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

使用者　所在地

事業所名

代表者氏名　　　　　　　　印

電話

　香美市下水道条例第17条第2項第3号の規定による使用水量の認定を受けたいので次のとおり申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用場所 | 香美市 | 排水設備番号 |
| 公共・特環第　　―　　号 |
| 使用水の種類 | □　水道　　□　井戸　　□　水道井戸併用　　□　その他 |
| 営業科目 | 　 |
| 製造品目及び製造高 | 品目 | 製造期間 | 自　　　年　　月　　日至　　　年　　月　　日 |
| 　 | 製造高 | 　 |
| 添付書類 | 　 |
| ※(1)　製造高は、最近における1年間のものを記入してください。　(2)　添付書類は、製造品名及び製造高等を証明する書類を提出してください。　(3)　製造品目の変更、製造業の廃止その他の変更があれば連絡してください。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 局長 | 　 | 次長 | 　 | 係長 | 　 | 係 | 　 |
| 　上記の申告について、次のとおり決定します。 |
| 決定区分 | 承認・不承認 | 認定量 | m3／月 |
| 決定理由 | 　 |

様式第21号(第36条関係)

使用水量認定申告書

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

使用者　住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　印

電話

　香美市下水道条例第17条第2項第4号の規定による使用水量の認定を受けたいので次のとおり申告します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 使用場所 | 香美市 | 排水設備番号 |
| 公共・特環第　　―　　号 |
| 使用水の種類 | □　水道　　□　井戸　　□　水道井戸併用　　□　その他 |
| 使用目的 | 　 |
| 清浄な汚水の排除水量 | 　　　自　　年　　月　　日年間　　　至　　年　　月　　日m3　　　　 | 月平均m3 |
| 揚水ポンプ | 揚水口径 | 使用期間 | 使用時間 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |
| 　 | 　 | 　 |

　※　清浄な汚水の排除水量の変更があれば連絡してください。

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 局長 | 　 | 次長 | 　 | 係長 | 　 | 係 | 　 |
| 　上記の申告について、次のとおり決定します。 |
| 決定区分 | 承認・不承認 | 認定量 | m3／月 |
| 決定理由 | 　 |

様式第22号(第37条関係)

物件設置(変更)許可申請書

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

申請者　住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　印

電話

　物件設置(変更)の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 香美市 |
| 設置目的 | 　 |
| 物件の名称 | 　 | 設置面積及び延長 | 長　　　　m　　　　　m2幅　　　　m |
| 設置期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 工事期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 工事施工業者 | 住所氏名 |
| 備考 | 　 |

　(注)設置場所を表示した平面図、配置図及び構造図を添付すること。

様式第23号(第37条関係)

物件設置(変更)許可書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

香美市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました物件設置(変更)については、次のとおり許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 設置場所 | 香美市 |
| 設置の目的 | 　 |
| 物件の名称 | 　 | 設置面積及び延長 | 長　　　　m　　　　　m2幅　　　　m |
| 設置期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 工事期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 許可条件 | 　 |

　(注)この許可書は、大切に保管すること。

様式第24号(第38条関係)

公共下水道敷(排水施設)占用許可申請書

年　　月　　日

　香美市長　　　　様

申請者　住所

ふりがな

氏名　　　　　　　　印

電話

　公共下水道敷(排水施設)の占用許可を受けたいので、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用場所 | 香美市 |
| 占用目的 | 　 |
| 占用面積及び延長 | 長　　　　　　　　　　m　　　　　　　　　　　　　　　m2幅　　　　　　　　　　m　　　　　 |
| 占用期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 工事期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 工事施工業者 | 住所氏名 |
| 備考 | 　 |

　(注)1　占用場所を表示した位置図・工作物設置のときは、その設計図及び工事仕様書を添付すること。

　　　2　占用が隣接の土地又は建物の所有者若しくは、占用者と利害関係があるときは、その所有者の同意書を添付すること。

様式第25号(第38条関係)

公共下水道敷(排水施設)占用許可書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

香美市長

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました公共下水道敷(排水施設)の占用については、次のとおり許可します。

|  |  |
| --- | --- |
| 占用場所 | 香美市 |
| 占用目的 | 　 |
| 占用面積及び延長 | 長　　　　　　　　　　m　　　　　　　　　　　　　　　m2幅　　　　　　　　　　m　　　　　 |
| 占用期間 | 自　　　　年　　月　　日　　至　　　　年　　月　　日 |
| 占用料 | 円　　　　　　　　 |
| 許可条件 | 　 |

　(注)この許可書は、大切に保管すること。